

令和元年度

沖 縄 県
中 城 村
市町村コード
4 7 3 2 8 6

村民税・県民税 特別徴収のしおり 中 城 村

目 次

- | | |
|--|---------------------------------|
| 1. 令和元年度村民税・県民税特別徴収完全実施について(必読) … P1 | 8. 各種様式集 …………… P14～18 |
| 2. 令和元年度村民税・県民税特別徴収義務者指定通知書 …………… P2 | ○特別徴収にかかる給与所得者異動届出書 |
| 3. 令和元年度村民税・県民税特別徴収について …………… P3～5 | ○特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書 |
| 4. 村民税・県民税の算出方法 …………… P6～7 | ○特別徴収への切替申請書 |
| 5. 退職所得に対する所得割(村民税・県民税の特別徴収税額)の算出方法 P8 | ○特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 |
| 6. OCR納入書について(必読) …………… P9～10 | ○退職者等連絡票 |
| 7. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例(必読) …………… P11～13 | 9. 特別徴収実施に関するQ & A …………… P19～20 |

＊お願い＊

○退職、転勤等の異動届出書は、お早めに提出してください。

中城村役場 税務課

〒901-2493

沖縄県中頭郡中城村字当間176番地

TEL (098) 895-2131

FAX (098) 895-3048

この「特別徴収のしおり」は、OCR納入書を除き、中城村役場のホームページよりダウンロードできます。

＊中城村役場 ホームページ <http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp>

トップページ／村民便利情報／個人住民税について／個人住民税の特別徴収について（事業所向け）

令和元年度 村民税・県民税の特別徴収完全実施について

平素より、税務行政につきましては、格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事業主（給与支払者）は、月々の給与支払いの際に従業員様（正社員・パート・アルバイト等）から所得税を源泉徴収して税務署に納めるとともに、個人住民税（村民税＋県民税）も特別徴収（給与天引き）し、従業員が1月1日現在居住している市町村に納めていただくことが法律により義務づけられております。【所得税法第183条・地方税法第321条の4】

中城村では、法令遵守の観点から、特別徴収義務のあるすべての事業所等を特別徴収義務者に指定し、個人村民税・県民税の特別徴収を完全実施しております。

法令遵守および公平・公正課税の実現のため、主旨をご理解いただき、今年度も引き続き特別徴収完全実施へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回お送りいたしました納税通知書の中に、すでに退職されている等特別徴収ができない方の分が含まれている場合は、お手数ですが退職者等連絡票（P18）の提出をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

中城村役場 税務課 住民税係
TEL (098) 895-2131
FAX (098) 895-3048

令和元年度 村民税・県民税特別徴収義務者指定通知書

特 別 徴 収 義 務 者 殿

中城村長 浜 田 京 介



地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに中城村税条例第45条の規定によって、あなたを令和元年度村民税・県民税の特別徴収義務者にご指定申し上げ、特別徴収税額を別紙個人明細書のとおり通知いたしますので、徴収ならびに納入方よろしくお願いいたします。

なお、別紙の「納税義務者への通知書」を交付した後に、納税者が通知書の特別徴収税額のうち給与所得以外の所得にかかる税額の全部または一部を普通徴収の方法によって徴収されたい旨を申し出た場合においては、その旨を遅くとも6月30日までに申し出てください。また、この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して、3ヵ月以内に村長に対して審査請求をすることができます。

令和元年度村民税・県民税特別徴収について

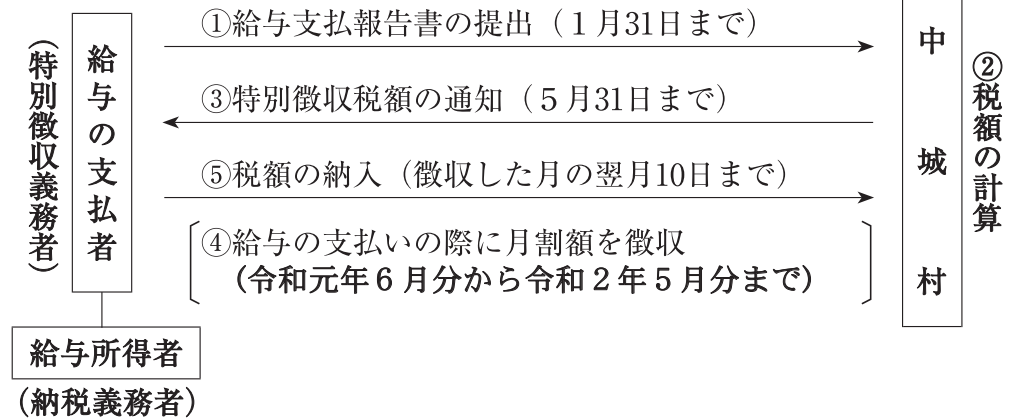
令和元年度分の特別徴収関係書類を送付いたしますので、下記取扱要領にご留意の上よろしく取扱いいただきますようお願いいたします。
同封書類

- ①令和元年度 市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
②令和元年度 市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）……………各納税義務者に交付してください。
- ＣＲ納入書（令和元年6月分～令和2年5月分）

〈特別徴収事務取扱要領〉

1 村民税・県民税の特別徴収制度

村民税・県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に給与の支払者（特別徴収義務者）が給与の支払いを行うときに、その支払う給与から受給者（納税義務者）の村民税・県民税の月割額を差引徴収し、まとめて納入していただく制度をいいます。



2 特別徴収によって村民税・県民税を徴収される方

平成30年中に給与所得があり、かつ平成31年4月1日現在給与の支払いを受けている方です。

3 村民税・県民税が課税されない方

- (ア) 前年中に所得がなかった方
- (イ) 生活保護法によって生活扶助を受けている方
- (ウ) 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下であった方

4 月割額の徴収方法

同封の「令和元年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」に各納税義務者の6月から翌年5月までの月割額を算出してありますので、6月以降に支払う給与から翌年の5月まで毎月、その該当する月割額を差引徴収し翌月の10日までに納入してください。

5 月割額の納期限及び納入場所

徴収された月割額は同封の納入書によって徴収すべき月の翌月10日までに下記納入場所で納入してください。(6月分は7月10日まで、以降順次翌月10日まで)

納入場所

- A. 中城村役場内派出所
- B. 琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行
- C. 沖縄県農業協同組合・コザ信用金庫・沖縄県労働金庫
- D. 上記の金融機関と為替取引のある金融機関
- E. ゆうちょ銀行・郵便局(県外)

6 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に税額に誤りがあったり、その他の理由で特別徴収税額を変更する場合には「特別徴収税額の変更通知書」を送付いたしますので、変更後の月割額を徴収してください。ただし、納入金額が変わっても納入書の再送付はいたしませんので、税額を変更してご使用ください。(P10)

7 特別徴収税額の納期の特例

特別徴収義務者は、事業所等で給与の支払いを受ける者が常時10人未満である場合は、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を村長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

- (1) 6月分から11月分までは12月10日までに納入
 - (2) 12月分から翌年5月分までは翌年の6月10日までに納入
- ※申請をされる場合は役場税務課までお問い合わせください。

8 月割額を納期限までに納入しなかった場合

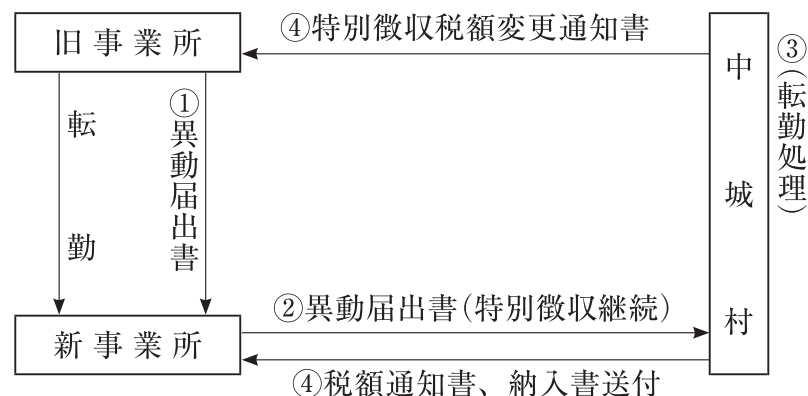
特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じ延滞金が徴収されます。また、督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることになりますので、ご注意ください。

〈納税義務者が転勤又は退職等で異動した場合の手続等〉

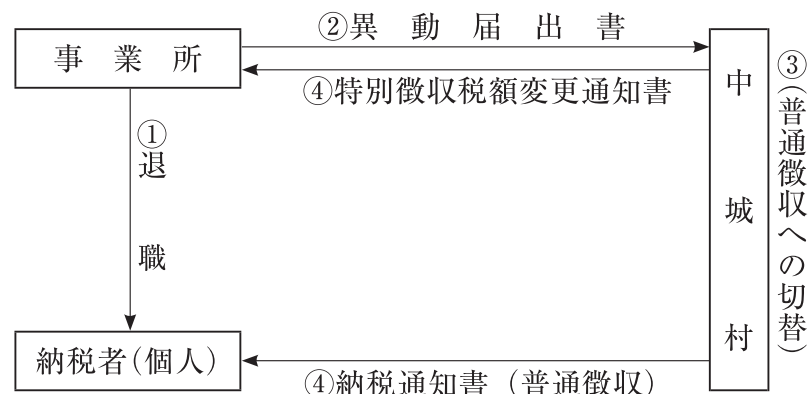
1 特別徴収に係る給与所得者異動届出書について

特別徴収の方法によって納税している方に転勤、退職等の異動があった場合、その事実の発生した月の翌月10日までに必ず異動届出書を提出して下さい。この異動届出書の提出が遅れますと、退職した納税義務者の分まで特別徴収義務者の滞納となり、また納税義務者への納税通知書(普通徴収への切替分)の交付が遅れ、納税義務者に迷惑をかけることになります。特に転勤の場合は特別徴収義務者の指定替えを行いますので、遅滞なく届出をお願いいたします。なお、転勤の場合はお手数ですが新勤務先へ月割額を前もってご連絡ください。

◎ 転 勤（特別徴収の継続）



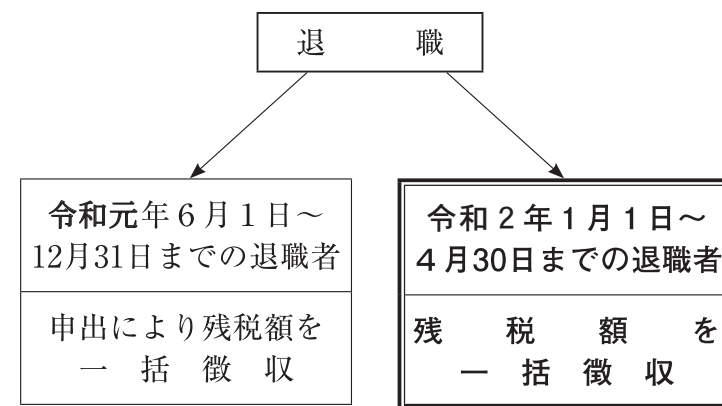
◎ 退 職（普通徴収への切替）



2 退職にともなう残税額の一括徴収について

特別徴収の方法によって納税している方が退職等により給与の支払を受けなくなった場合で下記の（１）または（２）に該当するときは、特別徴収義務者は、給与または退職手当等の支払をする際に必ず残税額を一括徴収し、徴収した翌月の10日までに納入してください。

- （１）退職の日が令和元年6月1日から12月31日までのとき
退職した給与所得者から一括徴収されたい旨の申出があり、かつ残税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合。
- （２）退職の日が令和2年1月1日から4月30日までのとき
令和2年5月31日までに残り税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合、本人の承諾がなくても一括徴収となります。



3 特別徴収義務者の住所、名称等変更があった場合

綴込みの「特別徴収義務者所在地等変更届出書」（P 15）に変更事項を記入のうえ、役場税務課宛に提出してください。

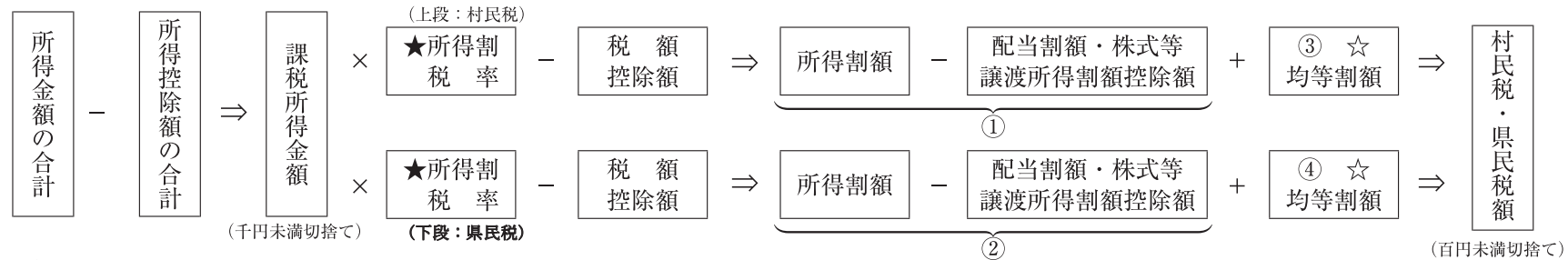
4 4月2日以降の就職者等の特別徴収

4月2日以降の就職者から特別徴収の申出があった場合、綴込みの「特別徴収への切替申請書」（P 16）に必要事項を記入のうえ、役場税務課宛に提出してください。

村民税・県民税の算出方法

〔1〕計算のしかた

令和元年度村民税・県民税は平成30年中の所得を基礎として算出し、その税額はいずれも「所得割額」と「均等割額」の合計額（下記の①～④を合計したもの）です。



〔2〕村民税・県民税の税率

- ★村民税所得割 6%
 - ★県民税所得割 4%
 - ☆村民税均等割額 3,500円
 - ☆県民税均等割額 1,500円
- 均等割非課税者
- 前年の合計所得金額が次の金額以下の方
- ア 本人のみの場合 28万円
- イ 扶養親族がいる場合 28万円 × (扶養人数 + 1) + 16.8万円

〔3〕所得控除額

a. 扶養控除

配偶者控除	一	般	33万円
	老	人	38万円
扶養控除	年少(16歳未満)		控除なし
	一	般	33万円
	老	人	38万円
	特	定	45万円
同居老親等			45万円
障害者控除	一	般	26万円
	特	別	30万円
	同居特障		53万円

b. 本人控除

障害者控除	一般	26万円
	特別	30万円
寡婦控除	一般	26万円
	特別	30万円
寡夫控除		26万円
勤労学生控除		26万円
基礎控除		33万円

c. 配偶者特別控除

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	33万円	22万円	11万円
老人	38万円	26万円	13万円
所得金額	控除額		
38万円超85万円以下	33万円	22万円	11万円
85万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円
障害者控除(特別障害者)	26万円	一般	33万円
(同居特別障害者)	30万円	老人	38万円
寡婦(寡夫)控除(特別寡婦の場合)	53万円	特定	45万円
勤労学生控除	26万円	同居老親等	45万円
	基礎控除	33万円	

d. 生命保険料控除額

新 契 約	
支払金額	控除額
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払金額の 1/2+6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払金額の 1/4+14,000 円
56,000 円超	28,000 円
旧 契 約	
支払金額	控除額
15,000 円以下	全額
15,000 円超 40,000 円以下	支払金額の 1/2+7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払金額の 1/4+17,500 円
70,000 円超	35,000 円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額 70,000 円）	
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額 28,000 円）	

e. 地震保険料控除額

地震保険料控除	地震保険料	支払金額	控除額
		50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期契約	支払金額	控除額
		5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	
		支払金額の1/2 + 2,500円	
15,000円超のとき	10,000円		
地震保険、旧長期の両方がある場合は、限度額は25,000円			

f. 雑損控除額

- 下記の①②のいずれか多い方の金額
- ① (損失額 - 保険金等による補てん額) - (総所得金額等の合計額 × 10%)
- ② 災害関連支出の金額 - 5万円

g. 医療費控除額（限度額200万円）

(支払った医療費の額 - 保険金等による補てん額) - (総所得金額等の合計額 × 5%または10万円のいずれか少ない方の金額)

※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費 - 1万2千円（限度額8万8千円）

h. 社会保険料控除額及び小規模企業共済等掛金控除額

支払金額の全額
健康保険、国民・厚生年金、介護保険、共済組合など

〔４〕税額控除

◎調整控除

合計課税所得金額が 200 万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の 5 %（道府県民税 2 %、市町村民税 3 %）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が 200 万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額（5 万円を下回る場合は 5 万円）の 5 %（道府県民税 2 %、市町村民税 3 %）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

控除の種類		金 額	控除の種類		金 額		
基 礎 控 除		5 万円	納税者本人 の所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超
障 害 者 控 除	普通	1 万円					
	特別	10 万円	配偶者控除		一般	5 万円	4 万円
	同居特別	22 万円			老人	10 万円	6 万円
寡 婦 控 除	一般	1 万円	配 偶 者 特別控除	38 万円超 40 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
	特別	5 万円		40 万円以上 45 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円
寡 夫 控 除		1 万円	扶養控除		一般	5 万円	老人
勤労学生控除		1 万円			特定	18 万円	同居老親等

◎寄附金控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の 30 % を超える場合には当該 30 % に相当する金額）が 2 千円を超える場合には、その超える金額の村民税は 6 %、県民税は 4 % に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし 1 の寄附金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の村民税は 5 分の 3、県民税は 5 分の 2 に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の 20 % に相当する金額を超えるときは、その 20 % に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0 円以上 195 万円以下	84.895 %
195 万円超 330 万円以下	79.79 %
330 万円超 695 万円以下	69.58 %
695 万円超 900 万円以下	66.517 %
900 万円超 1,800 万円以下	56.307 %
1,800 万円超 4,000 万円以下	49.16 %
4,000 万円超	44.055 %
0 円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90 %
0 円未満 （課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

◎配当控除

配当控除額 = 配当所得 × 控除率

	1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
	村民税	県民税	村民税	県民税
利益の配当等	1.6 %	1.2 %	0.8 %	0.6 %
外貨建等以外の証券投資信託	0.8 %	0.6 %	0.4 %	0.3 %
外貨建等証券投資信託	0.4 %	0.3 %	0.2 %	0.15 %

◎住宅借入金等特別控除

前年分の所得税において平成 21 年から令和 3 年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 100 分の 5 に相当する金額（97,500 円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成 26 年から令和 3 年までであって、特定取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年若しくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

区 分	村民税	県民税
村県民税住宅借入金等 特 別 税 額 控 除 額	3 / 5	2 / 5

◎配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除

区 分	村民税	県民税
配 当 割 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割	3 / 5	2 / 5

————— 退職所得に対する所得割額（村民税・県民税の特別徴収税額）の算出方法 —————

◎退職所得に対する村民税・県民税は、給与所得等に対するものと異なり、所得税と同様に退職手当等を支払ったときに徴収する現年分離課税とされています。退職所得に対する村民税・県民税の特別徴収税額は、下記の手順に沿って算出してください。

- (1) 退職所得額控除額の計算…退職所得控除額は、退職者の勤務年数に応じて下記の計算式に当てはめます

勤務年数	計 算 式
20年以下	40万円×勤務年数＝退職所得控除額（80万円に満たない場合は80万円）
20年超	70万円×（勤務年数－20年）＋800万円＝退職所得控除額
障害退職の場合	上記のいずれかの計算式によって求めた額＋100万円＝退職所得控除額



- (2) 退職所得額の計算…下記の計算式によって退職所得額を求めます

$$(\text{退職手当等の支払額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2 = \text{退職所得額 (千円未満切捨て)}$$



- (3) 特別徴収すべき税額の計算…下記の計算式によって税額を求めます

退職所得額	×	税	率	村民税	県民税	6 %	4 %	＝	特別徴収すべき税額		村民税額	県民税額
税	率											
村民税	県民税											
6 %	4 %											
特別徴収すべき税額												
村民税額	県民税額											

(百円未満切捨て)

OCR納入書について

中城村では、特別徴収納入書をOCR（光学読取装置）により、処理しております。OCR納入書は、納入金額（印字済）に変更のない限り、そのままご使用いただけるよう簡素化を図ったものです。下記注意事項にご留意の上、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

注 意 事 項	1 OCR納入書は、光学読取装置により処理いたしますので、用紙を折り曲げたり、汚したりしないでください。 2 <u>退職、一括徴収、転勤、税額変更等により納入金額が変わっても、OCR納入書の再送付はいたしません。</u> <u>すでに送付済みのOCR納入書に印字された数字は次ページのとおり訂正して使用してください。</u> 3 特別な事情でOCR納入書が必要となった時は、ご連絡をいただければ送付いたします。 4 納入税額の発生しない場合にはOCR納入書は同封しておりません。 5 中城村から送付いたしますOCR納入書以外で納入される場合は、 指定番号（特別徴収税額通知書 参照） 市区町村コード：473286 沖縄県農業協同組合 中城支店 普通口座 0516771 加入者名：中城村会計管理者 を所定の位置に記入するようお願いします。
---------	--

◎納入すべき金額が納入額の（１）の欄の金額と異なる時の使用例（税額を変更して納める時）

沖縄県中城村		個人村民税 個人県民税		領 収 証 書	
市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名			
4 7 3 2 8 6	村県民税口座	中城村会計管理者			
指 定 番 号		納 入 金 額 (1)			
令和 年 月 分		243,600 円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 入	給与分 (一括徴収 分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
		退 職 所得分		4 8 0 5 0 0	
		金 延滞金			
納期限 令和 年 月 日		額 督 促 手数料			
(2)		合計額		4 8 0 5 0 0	
(特別徴収義務者)		住 所 〒 又は 所在地		領 収 日 付 印	
氏 名 又は 名 称		殿			
上記のとおり徴収しました。(納入者保管)					

沖 縄 県 中 城 村		個人村民税 個人県民税		納 入 書	
市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名			
4 7 3 2 8 6	村県民税口座	中城村会計管理者			
指 定 番 号		納 入 金 額 (1)			
令和 年 月 分		243,600 円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 入	給与分 (一括徴収 分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
		退 職 所得分		4 8 0 5 0 0	
		金 延滞金			
納期限 令和 年 月 日		額 督 促 手数料			
(2)		合計額		4 8 0 5 0 0	
(特別徴収義務者)		住 所 〒 又は 所在地		領 収 日 付 印	
氏 名 又は 名 称		殿			
上記のとおり納入します。(金融機関保管)					

沖縄県中城村		個人村民税 個人県民税		納 入 済 通 知 書	
市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名			
4 7 3 2 8 6	村県民税口座	中城村会計管理者			
指 定 番 号		納 入 金 額 (1)			
令和 年 月 分		243,600 円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 入	給与分 (一括徴収 分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
		退 職 所得分		4 8 0 5 0 0	
		金 延滞金			
納期限 令和 年 月 日		額 督 促 手数料			
(2)		合計額		4 8 0 5 0 0	
(特別徴収義務者)		住 所 〒 又は 所在地		領 収 日 付 印	
氏 名 又は 名 称		殿			
上記のとおり通知します。(受付店→沖縄県農業協同組合→(取りまとめ店)→中城村) (中城村保管)					

①横線で抹消 (訂正印は不要)

②給与分、合計額に正しい税額を記入

納入済通知書の納入金額欄に「＼」記号は記入しないでください。

◎退職……給与の税額を一括徴収して、退職所得に対する税を同時に納入する時

沖縄県中城村		個人村民税 個人県民税		領 収 証 書	
市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名			
4 7 3 2 8 6	村県民税口座	中城村会計管理者			
指 定 番 号		納 入 金 額 (1)			
令和 年 月 分		243,600 円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 入	給与分 (一括徴収 分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
		退 職 所得分		4 8 0 5 0 0	
		金 延滞金			
納期限 令和 年 月 日		額 督 促 手数料			
(2)		合計額		7 8 6 5 0 0	
(特別徴収義務者)		住 所 〒 又は 所在地		領 収 日 付 印	
氏 名 又は 名 称		殿			

※納入者・金融機関・市町村保管分同様に訂正してください。

← 毎月の税額と一括徴収した額の合計

← 合計額と一致

③ 数字の頭に「㍿」マークを記入しないでください。

訂正印は不要、また、訂正の際は黒ペンを使用し、赤ペンの使用はご遠慮ください。

〈納入書 裏面〉

村 民 税 納 入 申 告 書					
中城村長 殿					
令和 元 年 10 月 5 日 提出					
		令和 元 年 9 月 分	人 員	1 人	
退 職 手 当 等 支 払 金 額		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
特 別 徴 収 税 額	村 民 税		1 8 3 6 0 0		
	県 民 税		1 2 2 4 0 0		
地方税法第 50 条の 5 及び第 328 条の 5 第 2 項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。					
(特別徴収義務者)		住所又は 〒 所在地		(受 付 印)	
氏名又は 名 称		印			
法人番号					